

この一冊があれば
口述試験の全容が
わかります！

教材サンプル

2018年 予備試験 口述再現集

目次

口述再現 …… P49～56

特別奨学生にエントリーすると

- 厳選した6名分(一人2科目)の口述再現を掲載(得点や所要時間も掲載)。
- 口述試験の失敗パターンとその対策も掲載。口述試験の作法がわかります。
- 入退室方法の例・試験会場での注意事項、持ち物チェックリストも掲載。

「2018年口述試験 口述再現集」

【目次】

1.	口述試験の概要	…	2
2.	口述突破に向けて	…	5
3.	合格者アンケートより	…	9
4.	口述試験を受験するにあたって	…	12
5.	持ち物チェックリスト	…	15
6.	2018年 口述再現集	…	17
	Aさん 123点(5位) …合格	…	17
	Bさん 122点(21位) …合格	…	31
	Cさん 120点(189位) …合格	…	49
	Dさん 121点(72位) …合格	…	69
	Eさん 120点(189位) …合格	…	83
	Fさん 119点(361位) …合格	…	97
	Gさん 118点以下(434位以下) …不合格	…	115

口述試験再現用紙【民事】 < 合格 >

氏名	Cさん	口述試験の成績	120点	189位
口述受験番号	■■■■	試験日	10月 27日	■■■■■■■■■■
考査委員	主査 40代男性 先生 / 副査 40代男性 先生	所要時間	約15分程度	
出題テーマ（事案概要）				
<p>Xは、Yに対し、本件彫刻を代金200万円で売る。 売買代金債務を保証するために、YがZの代理人として、保証債務を締結。 Xは本件彫刻を引き渡したが、Yは代金を支払わない。 Xは、Zに対して保証債務の履行を求める訴訟を提起する。 Zは、Yに代理権を授与したことはないと主張。 かつて、本件彫刻とは別の彫刻の売買につき、代理権を授与したことはある。 Yは、「Xは『200万円についてはもういい』と言っていた」と主張している。 Zは、ほかにもめばしい資産として、絵画を有している。 Zは、弁護士Qに対し、「Yの行為は許せないが、Yが訴訟で負けるのは困る。Yの代理人と共に自己の代理人にもなってほしい」と申し出ている。 Yも、弁護士Qが双方の代理人なることを望んでいる。</p>				
出題ポイント				
<ul style="list-style-type: none"> ・保証人に対する訴訟の請求内容及び請求原因。 ・代理の要件事実 ・債務免除の抗弁 ・証拠収集の方法 ・民法110条の「正当な理由」の意義、及び評価根拠事実 ・仮差押え ・複数依頼人相互の同意がある場合における、受任に際して法曹倫理上注意すべき点 				
Q. 出題を予想されていましたか？				
<p>< はい ・ いいえ ></p> <p>[その理由] 過去問を通覧して、自然に。 ほかに、動産の引渡請求訴訟、即時取得、預金債権の相続にかかわる新判例、二段の推定、管轄、移送などを予想していました。</p>				
Q. 試験を終えてから振り返って、成功したと思われる点、失敗したと思われる点				
<p>成功……全体的に、準備してきたことをそのまま出せたと思います。 予想が当たったのも大きいと思います。</p> <p>失敗……もう少し端的に答えるべきだったかと思います。 先読み・深読みしてしまって、余計なことを考えたり、必要な答えにたどり着けなかったりしました。 法曹倫理はもう少し準備しておけばよかったと思います。</p>				
Q. (口述模試を受験された方へ) 口述模試が役立つ点がありましたらお書きください。 また、このようなトレーニングをしておきたかったという点がありましたらお書きください。				
<p>本番前に一度失敗して、恥をかいておくのがとても重要です。成功体験より重要だと思います。 試験の形式・流れを把握できたのも、本番で戸惑わないですむのに役立ちました。</p>				

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
	○室○番です。よろしくお願 いします。	けっこう若いな。怒らしたら 怖そうな感じ……
どうぞ、おかけください。	失礼します。	
それでは、私の方から質問して いきます。手元のパネルを見て ください。今から事案を読み上 げますので、一緒によく読んで ください。	はい。	お、話すと案外優しそう。
<p>(詳しくは覚えていませんが、 大要次のとおりです。日付は便 宜上のものです。)</p> <p>「1 Xは、平成○年9月1 日、Yとの間で、彫刻(以 下、本件彫刻という)の売 買契約(以下、本件売買と いう)を締結した。代金支 払期日は、同月10日とす ることにした。</p> <p>2 同日、Yは、Xとの間で、 Zの代理人として、代金支 払債務について連帯保証 する旨合意した。その際、 Yは、Zの委任状と印鑑登 録証明書を示した。</p> <p>3 Xは、本件彫刻をYに引 き渡したが、Yは同月10 日を経過しても代金を支 払っていない。」</p> <p>以上のような事案です。あなた は、Xから依頼を受けた弁護士 Pであるとして、Pの立場で考 えてください。</p>	はい。	連帯保証と代理か、予想とお り。しかもシンプルな問題。
それではまず、XがZに対して 訴訟を提起する場合の訴訟物 をお願いします。	はい。 XのZに対する請求の訴訟物 は、保証契約に基づく保証債務 履行請求権です。	そして連帯の流れと……。
(主査、頷きながら) うん。では、続けて請求原因も お願いします。	はい。 Xは、Yに対して、平成○年9 月1日、本件彫刻を代金200万 円で売った。同日、XとYは、 その代金支払債務を保証する 旨合意した。その際、YはZの ためにすることを示した。保証 の意思表示は、書面でなされ	お？連帯は無視か？

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
	た、です。	
今、Zのためにすることを示したと言ってくれましたね。いわゆる顕名ですね。顕名すれば、それだけで代理になりますか？	保証契約に先立って、ZがYに対して代理権を授与したことも必要です。	あっ……代理権授与忘れるとか、相当緊張してるな。落ち着こう。
(主査, 頷きながら) うん、そうですね。先立ってないと意味がないってやつですね。	はい。	先立つまで言えたから、すぐ納得してくれたみたい。
ところで、Zは資金繰りに困っており、めぼしい財産としては高価な本件絵画を有するのみであることがわかったとします。Xとしては、どういった方策を採っておくことが考えられますか？	はい。 本件絵画の仮差押えを申し立てるべきです。	そしてやはり連帯は掘り下げないと。 ここまでなら答えられるけど、掘り下げないでほしい……。
(主査, 頷きながら) うん、そうですね。 では、パネルを裏返してください。 また事案を読み上げていきますので、一緒に読んでください。ここからは、あなたはZから依頼を受けた弁護士Qの立場であるとして、考えてください。	はい。	え？もう裏面か。 でも保全はこれだけか、よかった。
「1 Zは、Yに対して本件彫刻の売買に関して代理権を授与したことはないと言っている。 2 Zは、本件彫刻のほかにも彫刻を有しており、当該彫刻の売買について、平成〇年9月24日、Yに代理権を授与した。YがXとの契約の際に示したのは、委任事項欄に『彫刻の売買の件について』と記載のある委任状と、日付が1年前の印鑑登録証明書のコピーである。 3 Yは、「Xからは『200万円のことはも	はい。 まず事案の3についてなんですけど……。	事案2があんまり頭に入っていないなあ。とりあえず3は簡単だから、こっちから答えて時間を稼ごう。

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
<p>ういい』と言われた。」と 言っている。」 この事案を前提に、Zの方から 主張できる抗弁には何があり ますか？</p>		
<p>はい、いいですよ。</p>	<p>Xの「200 万円のことはもういい」との発言は、本件 売買代金債務について免除す る趣旨のものと考えられます。 主たる債務が免除によって消 滅すると、附従性によって保証 債務も消滅します。したがっ て、債務免除の抗弁を主張す ることが考えられます。</p>	<p>喋り過ぎかなあ。聞かれてか らでもよかったかも。</p>
<p>(主査、頷きながら) うん、債務免除の抗弁というや つですね。ところで、「まず」 とおっしゃいましたね？ほか にも何かあるのですか？</p>	<p>はい、事案の2の事実から何か 抗弁を構成できないかと考え ていたのですが……うん、これ は、Xの側から表見代理の主張 があったときに使える事情と 思います。なので、今の所は債 務免除の抗弁以外にはないと 思います。</p>	<p>まあ当然聞かれるよね……。 でも時間は稼げた。できれば 先取りはしたくないけど、こ の流れなら答えるしかないよ な。</p>
<p>はい。ところで、XがYに対し て「200 万円のことはもういい」と発言したとき、そ の場にはBがいて、BはXの発 言を確かに聞いたと言ってい ます。しかし、Bは近く海外に 出張することが決まり、日本 には数年間帰ってこれないこ とが判明しました。あなたはQ の立場として、どのような手段 で証拠収集をしておくべきで すか？</p>	<p>はい。 証拠保全手続が考えられます。</p>	<p>証拠収集か、深く掘り下げら れないといいけど……。</p>
<p>うん、それもありますね。ほか には？</p>	<p>はい、Bの陳述書を用意してお くべきです。</p>	<p>証拠保全は反応薄いな。 「ちんづつ書」って噛んでし まった……。</p>
<p>(主査、頷きながら) うん、そうですね。海外に行く 前にちゃんと書いておいてよ ってことですね。</p>	<p>はい。</p>	<p>こっちがメインか。ぱっと出 てきてよかった。</p>
<p>ところで、先程、表見代理とい う言葉が出ました。いわゆる権 限外の行為の表見代理につい</p>	<p>実体法上の要件ということ でいいのですか？</p>	<p>規範的要件といえば正当理由 だけど、それだけ答えればい いかな？けど、そこだけい</p>

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
て、規範的な要件があると思います、実体法上の。権限外の行為の表見代理の規範的な要件は何でしょうか？		きなり聞く？ 実体法上のってのが気になる。主要事実と要件事実を区別する趣旨で規範的になってるのかなあ……。一応確認だけしておこう。
ええ、実体法上の規範的な要件です。	110 条の要件としては、代理人と相手方との間の法律行為、顕名、基本代理権の発生原因事実、代理人に代理権があると信じたこと、信じたことにつき正当な理由があること、です。	いまいち判然としない……。とりあえず全部答えとこう。
(主査、うん、と相槌を打ちながら聞いてくれる。が、どちらかというと余計なのはいらん、正当理由だけ答えろって雰囲気) そのうち、規範的な要件というのはどれですか？	はい、最後の正当な理由です。	やっぱ正当理由だけでよかったな……。
はい、そうですね。 正当な理由という要件を満たすことを訴訟で主張する場合、いわゆる主要事実の主張・立証が必要になりますね。規範的な要件の場合には、何が主要事実となりますか？	はい。 正当な理由があることを基礎付ける評価根拠事実です。	機嫌は損ねていないみたい、よかった。
(主査、頷きながら) うん、評価根拠事実、ですね。では、本件で、Zが正当な理由がないと主張する場合、どういった事実をもとにそう主張するか、具体的に示してください。	はい。 まずは、印鑑登録証明書の日付が1年前と古いことが挙げられます。また、コピーであって原本でないことも挙げられます。あとは、委任状には「彫刻の売買の件」とあるだけで、それが「本件彫刻」についてのものなのかどうかは明らかではない、ということがいえると思います。	また、ちょっと喋りすぎかなあ。 評価は聞かれてからの方がよかったかも。
(主査、委任状に言及したときに大きく頷きながら) うん！そうですね。あとは、Yは主たる債務者でZは保証人という関係についても指摘できるかもしれませんね。	はい。 Yは主たる債務者として保証によって利益を受ける立場にありますから、Xは代理権の有無について慎重になるべきといえると思います。	それは自分から指摘したかったな。あとは「売買」であって「保証」ではないのかも言えそうだけど、もう黙っておくべきやな。
はい。	はい。	倫理までとり着いたか。

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
では、パネルの下段を見てください。ここからは法曹倫理について質問します。事案を読み上げるので、一緒に読んでください。		ここまで内容的に大きなミスはしてないはずだから、気持ちには楽だな。
<p>(記憶が不鮮明ですが、大要次のような記述でした。)</p> <p>「1 Zは、『本件彫刻の件について、Yの行為は絶対に許すことはできないが、Yが訴訟で負けるのも困る。弁護士Qさんには、Yとも共通の代理人になって、訴訟に勝ってもらいたい。』と言っている。</p> <p>2 Yは、『Zには悪いことをしたと思っているが、訴訟で負けるのは困る。弁護士Qさんには、私の代理人にもなってほしい。』と言っている。」</p> <p>弁護士Qは受任するに際して、どのようなことを考慮しておくべきか、弁護士職務基本規程上……弁護士職務基本規程は知っていますか？</p>	……はい。	えっ！？存在自体知らないとかあり得るの！？ 今までの受け答えがダメすぎて、こいつは存在自体知らない可能性すらあるとか思われてる？ それとも、「はい」と答えると「じゃあ見ずに答える」みたいな罠？
(主査、答えてくださいというジェスチャーをしながら) じゃあ。	法文を参照させて頂いてもよろしいでしょうか？	断られたら悲惨だぞ……。
もちろん！	(規程の位置はもちろん知ってますよとアピールするように、ぱっと開く。5秒ほど眺める。) ああ、答えさせていただいてもよろしいでしょうか？	優しい！気にしすぎだったか。 今回の事案だと、YZの同意あるから、とりあえず28条3号は問題にしなくていいってことだよな。それは前提に、受任するに際して考慮しておくべきことってことだから、説明義務的な話か。
はい、どうぞ。	まず、29条で、事件を受任するに当たって説明義務があります。	とりあえず。
そうですねえ、それも問題にな	特に 32 条で、YとZは後々求	手応えなし。

質 問	答 え	内 心 の 動 き (思ったことや感じたこと)
りますね。	償関係で利害対立が生じるおそれがありますので、この点は事前に説明しておかなければなりません。	でもメインはこっち。
うん、それも問題になりますねえ。	えー、それから……ニジ`ュウ……22条以下、22や23条も問題になると思います。	やはり手応えなし。 えー、ほかに何がある？こうなったら手当たり次第いくか。
そうねえ。それも問題になりますね。 (主査、笑顔で) 今、28条3号を答えてくれたかなあと思ったんだけど、これも問題になりますよね。	はい、28条は受任できない事件について定めているのですが、受任する前にすべきことに絞って考えてしまっていました。	なんだよ、やっぱりそこなんか。変な先読みしすぎたよ……普通に考えてそうだよな、指摘しとけばいいだけやん、最後の最後に何してるんだよ。 しかも、肯定しとけばいいだけのものを変な言い訳してしまってるし……。
(主査、笑顔で) はい、全然かまいませんよ。 では、以上です。 (副査に確認はせず)	パネルは裏返しておいた方がよろしいですか？	
ああ、そのまま結構ですが、では裏返しておいてください。	はい。 ありがとうございました。	ずいぶん早く終わったな、体感で10分くらいなんだけど……。 最後はミスったけど、致命傷ではないよね……そこさえスパッといけてたら、明日の刑事がずいぶん楽に臨めたのになあ。 まあ、後ろ向きになるとよくない。緊張する初日の出来としては上々と考えておこう。

(図表)

前面

	<ol style="list-style-type: none">1 Xは、平成〇年9月1日、Yとの間で、彫刻（以下、本件彫刻という）の売買契約（以下、本件売買という）を締結した。代金支払期日は、同月10日とすることにした。2 同日、Yは、Xとの間で、上記契約について連帯保証する旨合意した。その際、Yは、Zの委任状と印鑑登録証明書を示した。3 Xは、本件彫刻をYに引き渡したが、Yは同月10日を経過しても代金を支払っていない。
--	---

背面

<ol style="list-style-type: none">1 Zは、Yに対して本件保証契約について代理権を授与したことを否定している。2 Zは、本件彫刻のほかにも彫刻を有しており、当該彫刻の売買について、平成〇年9月24日、Yに代理権を授与した。Yは、Xとの契約の際に、委任事項欄に『彫刻の売買の件について』と記載のある委任状と、日付が1年前の印鑑登録証明書のコピーを示した。3 Yは、「Xからは『200万円のことはもういい』と言われた。」と言っている。 <p>~~~~~</p> <ol style="list-style-type: none">1 Zは、「本件彫刻の件について、Yの行為は絶対に許すことはできないが、Yが訴訟で負けるのも困る。弁護士Qさんには、Yと共通の代理人になって、訴訟に勝ってもらいたい。」と言っている。2 Yは、「Zには悪いことをしたと思っているが、訴訟で負けるのは困る。弁護士Qさんには、私の代理人にもなってほしい。」と言っている。
--

- ※ パネルはA4サイズ、机上にすでに設置されていました。
- ※ パネルの内容は概要です。必ずしも正確ではありません